

平成 29 年度第2回鎌倉市子ども・子育て会議 議事録

日時: 平成 30 年3月 22 日(木)
9時 30 分～11 時 30 分
場所: 鎌倉市役所 第3分庁舎
講堂

議事次第

- 1 開会
- 2 鎌倉市子ども・子育てきらきらプランにおける量の見込みの中間年の見直しについて
- 3 平成 30 年度 こどもみらい部新規事業等について
 - (1)私立幼稚園預かり保育運営費補助について
 - (2)子どもに対する総合的な支援や権利擁護を定める条例の制定について
 - (3)平成 30 年度保育課新規事業について
- 4 平成 30 年度における保育所等の利用定員の設定について
- 5 今後のスケジュールについて
- 6 その他

委員出欠

氏名	選出団体等	出欠
相川 誉夫	鎌倉市社会福祉協議会	出席
石戸 ナナ子	認定こども園鎌倉みどりこども園	欠席
石丸 潤子	鎌倉市PTA連絡協議会	出席
伊藤 文雄	鎌倉市立中学校長会	出席
岩澤 貴子	鎌倉市立小学校長会	出席
浦田 真弓	鎌倉私立幼稚園父母の会連合会	出席
岡崎 俊博	三浦半島地域連合	欠席
奥田 千晶	市民公募委員	出席
小泉 裕子	学識経験者	出席
猿田 貴美子	鎌倉保健福祉事務所	出席
潮見 世津子	市民公募委員	出席
清水 かほる	鎌倉市保育園保護者連絡会	出席
下山 浩子	鎌倉市青少年指導員連絡協議会	出席
高麗 宏子	鎌倉私立幼稚園協会	出席
富田 英雄	鎌倉市保育会	出席
長谷川 節子	かまくら子育て支援グループ懇談会	出席

濱田 喜代美	鎌倉市民生委員児童委員協議会	出席
福田 弘美	まんまる保育室	出席
堀越 真紀	かまくら福祉・教育ネット	出席
松原 康雄	学識経験者	出席
渡邊 亜由美	鎌倉市子どもの家保護者会連絡協議会	出席

1 開会

○松原会長

定刻になりましたので、平成 29 年度第2回 鎌倉市子ども・子育て会議を開催します。

会議を始める前に、本日の委員のご出欠、傍聴者につきまして、事務局からお願いします。

○事務局 小柳出次長

おはようございます。

本日は、お忙しいなか、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

こどもみらい部次長、兼ねまして、こどもみらい課担当課長の小柳出でございます。

本日は、石戸委員及び岡崎委員がご欠席となっております。小泉副会長から、若干遅れるとご連絡を頂いています。委員 21 名中、19 名のご出席をいただき、定足数である過半数を満たしておりますことをご報告いたします。

また、本日は、傍聴の希望はございません。

○松原会長

それでは、改めまして、会議を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いします。

○事務局 正木補佐

では、事前にお配りした資料の確認をお願いいたします。

「資料1:鎌倉きらきら白書 別冊 第5章」

「資料2:保育事業の量の見込みと確保方策の中間見直しについて」

「資料3:私立幼稚園預かり保育運営費補助金概要」

「資料4:『子どもに対する総合的な支援や権利擁護を定める条例』の制定スケジュール等(案)」

「資料5:平成 30 年度新規事業(保育課)」

「資料6:平成 30 年 4 月1日開所の施設における利用定員の協議について」

です。

以上が事前にお配りいただいた資料になります。また、一部資料に差し替えがあったものにつきまして、机の上に配布させて頂きました。

また本日お持ちいただくようお願いしておりました

「鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン～かまくらっ子をみんなで育てよう！～」

「鎌倉きらきら白書 平成 28 年度推進状況報告書」

を含め、資料についてお持ちでない方はいらっしゃいませんか。よろしければ、資料の確認は以上となります。

2 鎌倉市子ども・子育てきらきらプランにおける量の見込みの中間年の見直しについて

○松原会長

続いて、議事次第の2番目の「鎌倉市子ども・子育てきらきらプランにおける量の見込みの中間年の見直しについて」、事務局から説明をお願いします。

○こどもみらい課 正木補佐

子ども・子育て支援事業計画「鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン」の量の見込みと確保方策の中間年における見直しについては、前回までの会議で、国の指針により5年間の計画の中間年にあたる本年、29 年度に、見直しを行うこと、見直しにあたっては、保育に関する部分については、当初の計画から 10%以上の乖離が生じているもの、また、その他の事業については、必要に応じて見直しを行うこととされている事をご説明させていただいた上で、見直しの考え方や見直し後の数値について各課から説明をさせていただきました。

今回、きらきら白書の別冊として、見直しの結果をまとめたものを事前にお送りさせていただきました。内容をご覧いただけたと思います。

その中で、保育課の所管の保育の量の見込みと確保方策について、前回の説明から一部修正がありました。お手元の白書の別冊については、修正後の数値を反映させておりますが、

まず、保育課から修正等について説明させていただきます。その他の部分につきましては、前回と同じ説明になりますが、青少年課、こども相談課、市民健康課からあらためて簡単に説明させていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○松原会長

いままでの説明に対して、何かご意見はございますか。よろしければ、続いて保育課から説明をお願いします。

○保育課 山下職員

保育課の山下と申します。わたくしから、鎌倉市子ども・子育てきらきらプランにおける保育事業の量の見込みと確保方策の中間年の見直しについてご説明いたします。(失礼して着席して説明させていただきます)

資料2「保育事業の量の見込みと確保方策の中間見直しについて」をご覧ください。

「1. 趣旨」です。保育事業の量の見込みの中間年の見直しについては、平成 29 年度が計画の中間年に当たることから、内閣府が発出した「作業の手引き」に基づいて数値の見直しを行い、平成 29 年 8 月 17 日に行われた平成 29 年度第 1 回鎌倉市子ども・子育て会議で報告を行ったところですが、今回は、その見直しを行った保育事業の量の見込みに対応する事業の提供体制である確保方策について報告するものです。

「2. 前回報告の概要」です。前回会議の報告から大分時間がたっていますので概要としてまとめました。

第 1 に、保育事業の量の見込みについて、当初計画では、平成 27 年度から平成 31 年度にかけて人口とともに減少していく見込みとなっていました。実態としては人口の減少に関わらず保育ニーズが増加しているため、平成 27 年度から平成 29 年度の実績に基づき、保育事業の量の見込みを上方修正することとしました。

この結果、計画最終年度である平成 31 年度の量の見込みは、当初の 2,241 人から 623 人増の 2,864 人で、内訳は 0 歳児 229 人、1・2 歳児 1,060 人、3 歳以上児 1,575 人となりました。

第 2 に、平成 29 年 4 月 1 日時点の市内の認可保育所等の定員は、0 歳児が 241 人、1・2 歳児 803 人、3 歳以上児が 1,330 人であることから、見直した量の見込みに対して、1・2 歳児で 257 人、3 歳以上児で 245 人分の保育の受皿の不足が生じる見込みとなりました。

第 3 に、各地域では鎌倉地域を中心に保育ニーズに対する施設整備に乖離が生じていることから、今後の施設整備は、地域の受け皿が不足している地域の整備を基本とし、その他の地域は、駅付近などの交通利便性の高い場所での整備や既存園の建替えの際の定員増等により整備を行っていくこと、また、低年齢児の受け皿の拡大に向けた多様な手段を検討することとしました。

以上が前回の報告の概要となります。

続いて 3. 「人口推計の算定誤りに伴う量の見込みの見直し案の訂正について」です。保育事業の量の見込みの中間年の見直しについては、前回会議で数値をお示したところですが、その数値の算出根拠の一部に訂正を行ったことに伴い、数字に若干の訂正があったため、報告するものです。

保育事業の量の見込みの中間年の見直しの方法は、「平成 30 年度及び平成 31 年度の再算出した人口推計」に支給認定割合（つまり人口に占める保育の必要性のある人の割合）と「平成 27 年度から平成 29 年度にかけての支給認定数の伸び率の平均」（つまり平成 27 年度から 29 年度にかけての保育の需要の伸び率）を乗じることで算出しました。

この度、見直しの際の算出の根拠のひとつである、平成 29 年 4 月 1 日時点の腰越地域の 5 歳児人口について、「148（人）」とする必要があるところを「48（人）」として算出していたことが判明したため、当該箇所を訂正したうえでその訂正内容について説明するものです。

まず、(1)平成 30 年度以降の人口推計算出の根拠となる「平成 29 年度地域・年齢別人口構成比」についてです。

「平成 30 年度及び平成 31 年度の再算出した人口推計」については、算定上全市の人口とし

て算出されていますが、当市では「教育・保育の提供区域」を「5地域」に分けて設定していることから、人口推計も5地域に分けて算出する必要があります。

そのため、平成 29 年度の全市人口に占める各地域・各年齢の構成比を算出し、その構成比を平成 30 年度以降の全市の人口推計に乗じることで地域・年齢別の人口推計を算出しましたが、今回の平成 29 年度の腰越地域の5歳児の実績値の訂正に伴い「5歳児における地域ごとの構成比」に影響が出ます。

おめくり頂いて2ページ目の表1は訂正前後の「平成 29 年度の地域別人口及び構成比」の比較です。上段の表、腰越地域の5歳児について「48(人)」から「148(人)」に訂正を行ったところ、下段の表、5歳児の地域別の構成比が「鎌倉 29%、腰越4%、深沢 23%、大船 29%、玉縄 15%」となっていたものが、「鎌倉 27%、腰越 11%、深沢 21%、大船 27%、玉縄 14%」に訂正されています。

続いて(2)平成 30 年度以降の量の見込み算出の根拠となる「地域別の人口に占める支給認定割合」です。ベースとなる「支給認定割合」は、平成 29 年度の各地域・年齢ごとの人口に占める支給認定数によって算出しましたが、今回の訂正に伴い「腰越地域5歳児における支給認定割合」に影響が出ます。3ページ目の表2は訂正前後の「地域別の人口に占める支給認定割合」の比較を記載しています。一番下の表の腰越地域の支給認定割合 88%を 28%に訂正しています。

2ページ目に戻っていただいて(3)今回の訂正に伴う平成 30・31 年度の量の見込み等への影響についてです。

前述の「平成 29 年度の地域別人口及び構成比」及び「地域別の人口に占める支給認定割合」の訂正に伴い、平成 30 年度及び 31 年度の量の見込み等への影響が出ます。

まず、ア「平成 30 年度の「人口推計」・「支給認定数(量の見込み)」・「支給認定割合」について」ですが、平成 30 年度の地域別の「人口推計」については、「平成 30 年度の全市人口」に「平成 29 年度の地域別人口及び構成比」を乗じて算出し、「支給認定数(量の見込み)」は、「人口推計」に「平成 29 年度の支給認定割合」及び「平成 27 年度から平成 29 年度にかけての支給認定数の伸び率の平均」(3ページの表3)を乗じて算出します。

4ページ目の表4に訂正前後の「平成 30 年度における量の見込み等」を掲載しています。下から2段目の表に、支給認定数(量の見込み)の比較を記載しており、5歳児について全市で 558 人の見込みだったものが 516 人になっています。また一番下の表には、平成 30 年度における支給認定割合を掲載しており、腰越地域について 95%から 31%に訂正しています。

お戻りいただいて2ページの下段(3)のイの部分「平成 31 年度の「人口推計」・「支給認定数(量の見込み)」・「支給認定割合」について」です。人口推計については、「平成 31 年度の全市人口」に「平成 29 年度の地域別人口及び構成比」を乗じて算出し、「支給認定数(量の見込み)」は、「人口推計」に先ほど訂正した「平成 30 年度の支給認定割合」及び「平成 27 年度から平成 29 年度にかけての支給認定数の伸び率の平均」(3ページの表3)を乗じて算出します。

5ページ目の表5には訂正前後の「平成 31 年度における量の見込み等」を掲載しています。

下から2段目の表に、支給認定数(量の見込み)の比較を記載しており、5歳児について「鎌倉 139 人、腰越 54 人、深沢 120 人、大船 183 人、玉縄 53 人」の計「549」人だったものが、「鎌倉 129 人、腰越 50 人、深沢 112 人、大船 170 人、玉縄 49 人」の計「510 人」となっており、全体の保育事業の量の見込み 2,864 人が 2,825 人に訂正されています。

腰越地域の5歳児人口の実績が増えたにもかかわらず、最終的に平成 31 年度の5歳児の量の見込みが減る訂正がされていますが、この理由については、2つの要因によるものです。

第1に、腰越地域の5歳児の量の見込みが減少した理由ですが、これは腰越地域の支給認定割合の訂正によるものです。

量の見込みについては、人口推計×前年度の支給認定割合×伸び率で算出しますが、腰越地域5歳児については、人口推計の訂正に伴い、平成 30 年度の支給認定割合を 95%から 31%にそれぞれ訂正しています。そのため、人口に占める支給認定数の割合が減ることとなり、結果として人口の上方修正を行ったにも関わらず、支給認定数が減る結果となっています。

第2に、腰越地域以外の地域の5歳児の量の見込みが減少した理由ですが、これは、腰越地域の人口の訂正に伴い、全市人口に占める各地域の年齢別構成比に訂正があったことによるものです。

平成 31 年度の人口推計は、全市として算出された人口推計を平成 29 年度の地域別の人口構成比で按分して算出しています。

この平成 29 年度の人口構成比について、腰越地域の 5 歳児人数が上方修正され、割合が増加したことに伴い、その他の地域では割合が減少しています。

そのため、平成 31 年度において、腰越地域以外の5歳児人口が訂正前より減少しており、その結果として支給認定数も減少しています。

上記の要因により、腰越地域の5歳児の人口が増える訂正が行われたにもかかわらず、平成 31 年度の5歳児の量の見込みが 549 人から 510 人に減る訂正がなされています。

これらの訂正された後の量の見込みについては、お配りしている鎌倉きらきら白書「別冊」の9ページから14ページに反映しております。表の構成として1番うえに量の見込みを掲載しており、9ページの「市全域」を例に取ると、計画最終年度である平成 31 年度の量の見込みは3歳以上児が 1,536 人、1・2歳児が 1,060 人、0歳児が 229 人になっています。なお、表中の()内の数値は計画当初の数字を掲載しております。

少し長くなってしまいましたが、前回ご報告した数字について訂正したこと及びその内容についてご報告いたしました。

続きまして、資料2の6ページ目をご覧ください。「4. 平成 31 年度の量の見込みに対応した確保方策について」です。

先ほど、平成 31 年度の量の見込みについては、3歳以上児が 1,536 人、1・2歳児が 1,060 人、0歳児が 229 人になった旨ご報告いたしました。その量の見込みに対応する確保方策(つまり保育の提供体制)の案について表6に示しております。

計画策定当初から比べて、量の見込みが増えたことに伴う数値の見直しのほか、当初計画

策定移行に事業として創設された、企業主導型保育事業及び幼稚園における2歳児の預かり事業を確保方策として定めています。

この確保方策については、量の見込みと同様に鎌倉きらきら白書「別冊」の9ページから 14 ページに反映しております。

7ページにお進みいただきまして、表7には、表6で示した確保方策に対して平成 29 年4月1日時点の保育所等の定員数を比較したものを掲載しています。

平成 29 年4月1日時点の定員数から、平成 31 年度の確保方策を達成するのに必要となる整備数は全市で、0歳児 37 人分、1・2歳児 283 人、3歳以上児 382 人の合計 702 人分となります。

なお、各保育所等では定員を超えた預かりを行っていただいている場合もあり、平成 30 年 2 月1日時点の最大受入可能数と、平成 31 年度の保育事業の量の見込みに対応する確保方策を比較したものが8ページ目の表8になります。この場合、平成 31 年度の確保方策を達成するのに必要となる整備数は全市で、1・2歳児 162 人、3歳以上児 272 人の合計 434 人分となります。

続いて8ページ目の下段、「5. 確保方策に基づく施設整備について」です。

先ほどの「4. 平成 31 年度の量の見込みに対応した確保方策について」でお示した確保方策に基づき、今後の施設整備を行っていくこととなりますが、施設整備の必要量については、地域差があるため、各地域における施設整備の基本方針については次のとおりとします。

まず、鎌倉地域については、佐助にある横浜地方法務局出張所跡地や浄明寺にある県営住宅鎌倉団地跡地の整備を中心とした認可保育所の整備。

腰越地域については、小規模保育事業等の整備及び既存幼稚園の認定こども園化などの保育事業の展開。

深沢地域では既存の保育所等の建替えに合わせた定員増。

市全域の考え方として、駅付近などの交通利便性の高い場所での整備や幼稚園における預かり保育事業の拡大などによって保育の受け皿の整備を進めていきたいと考えています。

最後に「6. まとめ」です。

鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン第5章における保育事業の量の見込みと確保方策は、プランの中間年を迎え、当初の見込みと実態に乖離が生じていたことから、国の手引きに基づき保育事業の量の見込みの見直しを行った。

その結果、計画最終年度である平成 31 年度の量の見込みに対応する確保方策を達成するためには、平成 29 年4月1日時点の定員数と比較して、0歳児 37 人分、1・2歳児 283 人、3歳以上児 382 人の合計 702 人分の受皿整備が必要となりました。

なお、各保育所等では定員を超えた預かりを行っている場合もあり、平成 30 年 2 月1日時点の最大受入可能数と比較した場合、必要となる整備数は全市で、1・2歳児 162 人、3歳以上児 272 人の合計 434 人分となりました。

施設整備の必要量については、地域差があるため、地域の状況に応じた保育の受皿の確保

を目指していくこととなりますが、量の見込みについては平成 27 年度から平成 29 年度までの入所申込等の実績に基づいた推測であり、急激な人口の社会増に伴う保育需要等は見込んでいないため、実際の施設整備に当たっては、最新の保育所等の申込状況等を見極めながら行っていきます。以上報告を終わります。

○松原会長

いままでの説明に対して、何かご意見はございますか。

○富田委員

受け皿の整備について、具体的に教えていただけますか。

○保育課 矢作係長

きらきら白書第5章別冊8ページに掲載の確保方策の今後の方針につきましては、最終的に434人分の整備が必要となりますが、今、具体的に434人分の整備そのものが進行しているわけではありません。しかし、佐助の旧横浜地方法務局鎌倉出張所跡地及び浄明寺の旧県営鎌倉団地跡地に、保育所整備を計画しており、また、腰越地域では西鎌倉幼稚園、七里ヶ浜かえで幼稚園で認定こども園化の相談を頂いています。深沢地域においても、保育園から老朽化に伴う建て替えの相談を頂いています。

今相談されている事業について、具体的な整備計画に搭載し、受け皿を整備していきます。

○富田委員

施設の整備や既存の保育所の定員増、幼稚園の認定こども園化については常識的にわかります。しかし、受け皿の施設を整備し、建物を新築して児童を募集しても、保育士が集まりません。施設が受け入れたくても定員の関係、職員定数の関係で受け入れられないと、待機児童が増えます。

行政としては、保育士を確保する手段として具体的にどういうことを考えていますか。

○保育課 栗原課長

保育所確保については、新聞等でも取り上げられていますが、本市でも深刻な問題です。公立もそうですが、民間園でもなかなか新たな雇用が確保できません。方法としては、派遣会社に頼む等あるのかもしれませんが、園のなかでも工夫されていますが、本市では潜在的な保育士といわれる、保育資格がありながら主婦等としてお家で過ごしていらっしゃる方について、保育の現場で働きませんかと声掛けをしています。市内何箇所かで就労支援講座を開き保育士募集活動を行っており、民間園にも声掛けをして、ブースを設定したりしています。

神奈川県の子育て支援センターのほうでも就労支援の講座を開いていますので、それについても鎌倉市でも積極的な参加をということで、芸術館で開催されたものは参加しました。

実際雇用される中でどういうことができるのか、これまでも保育士の職場改善に関する補助金を支出してきましたが、今後も宿舍の借上げ事業等保育士確保に向けて、近隣の状況を見きわめながら民間園とともに考えていきたいと思っています。

○富田委員

新聞に、横浜が保育士確保手段として要件整理を行ったと掲載されました。鎌倉市を含め、県内の保育士が横浜に流れているそうですが、横浜の保育士は東京にどんどん流れているとのことです。現実問題として、もっと本気になって保育士が定着するための条件の改善を、小規模施設も含めて、積極的にやってもらいたいと思います。苦しいでしょうから回答は求めません。

○潮見委員

腰越地域の5歳児人口が148人に訂正されたのはどういった経緯ですか。

○保育課 山下職員

今回量の見込みに対応した確保方策を定めるため、数字の見直しを行っている際、誤りが判明して訂正しました。

○長谷川委員

把握しているだけでも、鎌倉市には1～5歳までの家庭内保育、自主保育を実施している家庭が150人以上はいます。施設は必要ではないが、支援は必要な人がいますが、補助金は一切出ていません。この件についてはいかがですか。

○こどもみらい課 正木補佐

実際家庭で保育をされている方が、150人以上いらっしゃると思いますが、どのような支援ができるか検討しなければならないと思っています。実際の支援の仕方として、補助金が良いのか、自主保育の集まり等情報交換の場に対しての支援が良いのか、今後の検討課題として進めていければと思っています。

○松原会長

待機児童数への対応がされても、一定数の待機児童が出続けています。今年度も含めて待機児童になってしまったお子さんについて、追跡調査をし、お母さんがどのような養育をされているのか、どのようなライフスタイルをしているのか、鎌倉市では把握していますか。

○保育課 矢作係長

保育所、認定こども園ふくめ、入所保留になっているお子さんについて、追跡アンケートを送らせて頂きました。ご家庭でどのような対応をされているか、今後の希望するサービス等情報を

集めているところです。

○松原会長

アンケートは歴年おやりになっていると思いますが、どのような状況か概略を教えてくださいませんか。

○保育課 矢作係長

今手元に直接の報告書類がありませんが、中には職場に連れて行っている方もいます。仕事を探してらっしゃる方で、仕事探しを諦め、家でお子さんを見る生活をしている方や、育児休業を延長している方もいます。保育所を必要として申込みしたが利用できなかったことで、その後の生活の組み立ては、かなり負担を負って工夫して調整しているという答えを頂いています。

○松原会長

平成29年度の待機児童は47人という数字が出ていますが、これが平成30年度は30人になったて17人減ったから良かったということではなく、行政としてフォローアップしてほしいと思います。

○保育課 栗原課長

追跡調査は2回行ったところです。今後また引き続き行います。現状を把握しながら、どういところを充実させていったら良いか検討していきます。入所を希望される方には、次の年の申込みの際に郵送でご案内しています。また、保育コンシェルジュの方でも、ご相談について、寄り添った対応をしています。

○小泉副会長

先程、潜在保育士について話がありましたが、昨年鎌倉女子大学では、潜在保育士プログラムを初めて立ち上げました。実際どのくらいの人がきたかという、10数名でした。川崎や横浜からかきあつめました。鎌倉市で、潜在保育士の窓口を作っていただけないでしょうか。潜在保育士の活用については、県からも要請がきています。

身近な地域で質の高い保育士を現場に派遣したいという思いです。市に窓口を作ってもらって、連携をとり、各園長にもこういう講座があるから参加するよう呼びかけたり、講師として園長や主任が集まって、全体の保育士の質の向上のためのプログラム作りという方向に行っていきたいという要望です。

○渡邊委員

人口が減少している一方で保育ニーズが増えており、施設整備をやってらっしゃるとのことでしたが、ピークアウトの見込みはいつ頃なのでしょう。算出は難しいのでしょうか。

○保育課 矢作係長

ピークについて、国で設定した時期は平成 29 年度です。現在のきらきらプランでは、5か年計画の中間年の平成 29 年度がピークという当初の設定でした。しかし、ピークを超えて需要が見込まれるため、増加を含めて見直ししました。平成 29 年度の想定を超えて保育施設の整備が必要です。平成 32 年以降ではあらためてニーズ調査を行い、需要を追いかけていく形になります。

○松原会長

では、続いて青少年課から説明をお願いします。

○青少年課 瀬谷課長

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策のうち、放課後児童クラブ(子どもの家)について説明いたします。鎌倉きらきら白書別冊は 18 ページから 21 ページになります。

きらきらプラン策定当初は、放課後児童クラブ(学童保育)の待機児童を解消する施策として、平成 31 年度までに、子どもの家の施設増床等を行うことで必要なニーズ量を確保する目標値を設定いたしました。しかしながら、目標としたニーズ量を確保した子どもの家においてもさらなる待機児童が生じており、子どもの家だけで待機児童を解消することは困難であると判断し、全ての児童が放課後等の時間を安全・安心に過ごすことができ、多様な体験・活動を行うことができる、学童保育とアフタースクールを一体的に実施する放課後かまくらっ子を平成 30 年度から実施し、平成 31 年度までに 9 小学校区で実施することを目標と定め、待機児童の解消に努めていくことを第 1 回当会議において報告いたしました。

待機児童を解消していく施策そのものを変更したことから、量の見込みの考え方が異なるため、今回の中間見直しでは、平成 30 年度及び 31 年度の数値については量の見込み、確保方策とも「-」といたしました。

以上で説明を終わります。

○松原会長

質問はないようですね。続いてこども相談課から説明をお願いします。

○こども相談課 木村係長

きらきら白書別冊 17 ページです。昨年8月に説明させていただきましたが、別冊としてまとめましたので、再度ご説明します。

(4)ファミリーサポートセンター事業(就学児対象)が、見直しを行った事業です。ファミリーサポートセンター事業については、国の算出手引きから、同事業のうち就学児を対象とし、放課後の時間を過ごす場所として見込んでいます。平成 28 年度の実績値は 610 件となり、量の見込

1,062 件を大幅に下回りました。ファミリーサポートセンター事業のうち就学児童の利用傾向は、共働きにより学童保育を利用する家庭が増えてきている中、学童保育の学校内への設置、定員増、時間延長など学童保育の充実により、ファミリーサポートでの預かりが減少傾向にあります。これに代わって、学童への迎えや習い事への送迎が増えてきており、依頼会員のニーズや利用形態が変化してきています。

今後、ファミリーサポートの利用自体は増加していくと思われませんが、当該計画項目では、放課後を過ごす場所としてのファミサポ利用であるため、あまり増加は見込まれないものと考えられます。当初の計画では増加を見込んでいたので、今回、量の見込及び確保方策を見直し、平成 29 年度の児童一人あたりの利用回数を維持し、児童数により見直しました。

なお、現在は学童保育の充実や放課後こども教室の開始など過渡期にあるため、平成 29 年度の計画算出方法を維持しています。

算出方法は、「就学児童数」に対する「放課後と学童保育後の預かり件数」の割合（児童一人あたりの利用回数）を求め、実績の推移により毎年 1% ずつ増加すると見込んでいましたが、平成 29 年度以降は増加を見込まないこととし、各年度ごとの児童数に割合を掛け算出しました。

○松原会長

なかなかニーズと提供する支援が合致しないという話や、援助会員が増えないという話をよく聞きますが、鎌倉市は対応を考えていらっしゃいますか。

○こども相談課 木村係長

やはり現在支援を行っていただく支援会員の方が不足しています。一方、支援を依頼する会員は増えています。依頼の内容は、預かりの件数より送迎の件数がここ 1～2 年で増えてきています。平日、学校が終わった後の送迎をしてくれる支援会員が足りません。年 3 回ではありますが、支援会員を増やす登録講習会を行っています。国に、講習会を受講した方でないと支援会員になれないという規定があります。鎌倉市の登録講習会は、国よりも短い時間となっており、3 日間うけていただきます。前回の会議で、講習会の土曜日の開催について提案いただきましたので、支援会員を増やす方向で周知を行っていきたいと思っています。

○長谷川委員

私も支援会員の一人です。他にも、民間の支援団体にも勤めていますが、ファミサポでマッチングがうまくいかなかったのでお願いしたいという依頼がよくあります。ファミサポの支援会員からは、時給 700 円だとやりがいを感じられないという話を聞きます。送迎ばかりではやりきれないと、支援会員をやめていく人もいます。最低賃金の 956 円とはいかなくても、もう少し支援会員にせめて手厚い補助をして頂くことはできないでしょうか。

○こども相談課 木村係長

スタート当初から、ファミサポの支援会員への謝礼は、1時間あたり 700 円で設定しています。スタート当時から 700 円でしたが、近年最低賃金が上がってきているので、見直しを考えなくてはならないという話はでています。一方で、ファミサポの趣旨としては、市民のボランティアで支援会員をやってもらっているという形であり、有償ボランティアです。謝礼を全く払わないと、支援する方が増えないということでの料金設定です。現在、センターの運営は委託させていただいていますが、センターとも利用料のアップについての検討をしています。今後も話していきたいと思います。利用形態は、やはり預かりより送迎のほうが増えてきています。ファミサポありきでの習い事が、増えてきています。支援会員は、ボランティアでやっていただいている認識は薄れてきています。支援会員になるときに、よくお話をして会員になってもらい、送迎での支援も対応していただければと思っています。

○浦田委員

送迎のニーズが増えている話ですが、ファミサポ事業からは独立して、例えば放課後かまくらっこと連携して学童への巡回バスを運営する等、送迎のニーズに応える事業はお考えでしょうか。

○青少年課 瀬谷課長

学童の中での送迎になると、最終的には人の確保が必要となります。今、子どもの家でも保育士同様、日常的な支援をする支援員の確保に苦慮している状況です。送迎まで担うのは、学童では難しいと考えています。

○浦田委員

ファミサポで、送迎を専門にする支援会員の募集をかけてみるというのはされていますか。

○こども相談課 木村係長

ファミサポの支援会員は、送迎だけされたいという方も中にはいますが、そういった方は人数的に少ないです。基本的には、自宅でお子さんを預かることで支援したい方がほとんどです。

○小泉副会長

今のファミサポの、支援会員が少ない現状にどのように対応するかということですが、謝礼を 700 円から引き上げることも良いですが、他にもあります。先日バスの中で、送迎をボランティアでやっている方と話をしました。障害をもった子どもの送迎をやっていてやりがいがあるが、そういったことを誰かに話をする機会が少ないとのこと。支援会員の不安や成果を共有しあう場が、市として必要です。そういう人たちのたまり場を作っていく案はありますか。人材育成には、つながりあいや雰囲気づくりが、ケアの問題となります。そこに注目していかなければいけません。

○こども相談課 木村係長

障害のある子どもについては、ファミサポと話が別になり、移動支援等の福祉サービスになりますが、ファミサポの支援会員の集まりについては、年に2回支援会員の中で懇親会、講習会を行っています。交流会のようなもので、ここで色々な話をしています。他市の支援会員や、団体が鎌倉に見えることもあります。このような交流会を実施して情報交換しています。今後も、モチベーションを維持できるような講習を行っていきたいと思います。

○潮見委員

制度的なことですが、鎌倉市独自に、ファミサポの募集時点で、送迎専用の会員を募集することはできますか。

○こども相談課 木村係長

やろうと思えばできます。ファミサポの支援をする会員になるためには、国が規定する講習を受けた方でないとなれませんので、他の支援会員と同じ講習を受けていただいて、会員になる時に送迎をメインで引き受けたいと申し出をして頂ければ、マッチングは可能です。

○潮見委員

講習内容も国から指定があるのですよね。それに、送迎用の内容をプラスするのは可能ですか。

○こども相談課 木村係長

講習内容は、国から示されている項目があります。本来国は24時間以上講習を行うという義務付けがありますが、そこまでは、鎌倉でも他市でも対応できていません。その中で、講習の中身としては、保育関係や送迎関係も入っています。障害への対応の仕方、市の現状なども含まれており、送迎だけの講習を行うことは難しい現状です。

○潮見委員

今の内容をうければ、浦田委員のおっしゃっていたように、送迎支援会員という枠を作ってしまうと、それがやりたかったという方がいらっしやると思います。学童でも送迎スタッフを募集した際、それがやりたかったとおっしゃる方がいた。依頼された内容が、預かりでなく送迎でがっかりしたという事象が起きづらくなります。可能ならご検討いただければと思います。

○松原会長

貴重なご意見としてご検討下さい。

○渡邊委員

ファミサポの支援会員をふやすプロモーションは、市もやっていると思いますが、イベントと抱きあわせでの募集は考えていらっしゃいますか。例えばフラワーアレンジメントのワークショップでプロモーションをする等のやり方もあると思いますが、考えていらっしゃいますか。

○子ども相談課 木村係長

ファミサポが何をやっているのかという周知と一緒に、依頼会員も募集しています。

市の事業で簡単なちらしを置いたり、パネルを置いたりしています。民間でやっている色々な事業でパンフレットを置かせてもらったりしています。

○渡邊委員

依頼会員の自宅には、ファミサポ通信が送られてきて、こういう支援をしていますという写真や、日ごろの活動が掲載されています。やりがいを感じていることや、成果がわかる冊子です。

あれは会員にしか送られていないのでしょうか。ウェブで見られれば、やってみようという方が増えると思います。おもしろい通信だと思います。

○子ども相談課 木村係長

ファミサポ通信は、会員向けの情報誌として発行しています。それ以外に、市役所の窓口や支所、図書館学習センター等色々なところに配架していますが、ウェブで配信していたかどうかはわかりませんが、市の施設には置いています。

○渡邊委員

一人っ子の小さいお子さんがいらっしゃる支援会員の家庭では、預かりによって兄弟体験ができてメリットがあるようです。そういうところも共有していけたらと思います。私も土曜日の講習会があれば支援会員になりたいと思っています。

○福田委員

ファミサポ通信は、私の保育所には届いています。部数も保護者全員分ありますので、各家庭に配布しています。

○松原会長

続いて、市民健康課から説明をお願いします。

○市民健康課 石黒課長

市民健康課石黒です。きらきら白書別冊 22 ページをご覧ください。

(10)養育支援訪問事業ですが、これは養育支援が必要な家庭に対し、訪問により指導助言を行い、適切な養育の確保をするもので、市民健康課で実施している助産師等専門職が実施

するものと、こども相談課で実施している家事支援があります。この2年間の実績をご覧いただいで明らかなように、事業利用者数は増加傾向にあり、支援が必要な方は増加している傾向にあることから、平成30年度以降の見込み数を、268人と修正しました。

続いて23ページの、(11)妊婦健康診査についてです。

近年、全国的に妊婦健康診査の補助を手厚くする傾向にあり、平成28年度までの鎌倉市の妊婦健診に対する補助は14回産後1回の計54,000円でしたが、平成29年度から妊婦健診14回、産後健診も1回から2回に増やし、総額76,500円にしたところですが、そのため、内容説明の上から2行目、産後健診を1回から2回に修正しています。また、国からの通知もあり、平成30年度からは、この産後健診に、産後うつ病のスクリーニングとなるエジンバラ質問票を追加して実施していきます。

続きまして、24ページ(12)－1利用者支援事業市民健康課 新規事業をご覧ください。

先ほど説明しましたように、昨今の子育てを巡る状況の変化等により、妊娠期から子育て期にわたるさまざまなニーズに対して関係機関と連携した総合的な支援が必要となっており、本市におきましても、平成30年度から、助産師、保健師の母子保健コーディネーターを市民健康課に配置し、市内産科医療機関、近隣市助産所に委託して、デイケア、ショートステイ、訪問の3種類の産後ケア事業も開始し、孤立感の解消や育児不安の軽減に努め、子育て支援をしていきます。以上で説明を終わります。

○松原会長

ご質問はありますか。

○潮見委員

最後の利用者支援事業についてですが、保健師、助産師の他にも、理学療法士も産後のお母さんのケアに専門性をもっています。もしできれば、理学療法士も配置していくと、お母さんの腰痛等、なかなか相談できないことがあるらしいので良いと思います。

○市民健康課 石黒課長

国の要綱で定まっていますので、この形になっています。只今のご指摘は、講座として年3回やっていましたが、ニーズが多いので今年4回に増やしました。平成30年度についても4回実施します。講師は、専門の先生をお呼びしています。産後のお母さんからのニーズが多くて大盛況をいただきました。

3 平成30年度 こどもみらい部新規事業等について(1)私立幼稚園預かり保育運営費補助について

○松原会長

では、議題3番目のこどもみらい部新規事業等について、こどもみらい課からお願いします。

○こどもみらい課 正木補佐

前回、8月の会議の場でご意見をいただきましたが、幼稚園が行う預かり保育、平日の通常の運営時間の前後、また、春・夏・冬休みの長期休業期間中の開園等、預かり保育に対する保護者のニーズが高まる中、東京の方では、行政が預かり保育に対し支援していることを委員からご紹介いただき、鎌倉市での実施についてご要望をいただいていたところです。

その際は、補助制度の創設、実施に向け、幼稚園協会と意見交換等を行っている旨の回答をさせていただきましたが、この度、30年度予算に預かり保育に対する補助金として、予算計上させていただき、今月3月16日の市議会本会議で来年度予算が成立しましたので、4月からは、子育て支援施策の一環として、また待機児童対策として、幼稚園が行う預かり保育に対する補助を開始できることとなりましたので、ご報告をさせていただきます。

制度の詳細につきましては、現在、最終調整を進めており、要綱としてまとめているところですが、制度の概要については、事前にお送りしました資料の3とおりになっています。

主だった部分を簡単に説明させていただきますと、資料3の1の対象施設については、神奈川県私学助成を受けて運営する幼稚園で、鎌倉市内の幼稚園が対象となります。新制度で運営している園につきましては、すでに別メニューで補助制度の対象となっておりますので、今回開始する制度については、私学助成の幼稚園とさせていただきます。

2番目の対象園児については、鎌倉市内に在住の園児について対象とさせていただきます。

今回の補助は、保護者ではなく、幼稚園に対して行うものですが、通常、他の補助制度などでも対象は市民や市内の事業者としていることを踏まえています。また、今回の制度は、国や県の補助事業ではなく、市の単独事業として実施しますので、ご理解をお願いします。

その他の補助条件につきましては、資料のとおりですが、長期休業期間中の開園日数などについては、神奈川県補助基準を準用していますが、園児一人当たりの単価等につきましては、資料の裏面に参考としてお示ししていますが、新制度の園にご利用いただいている、補助制度と同じ水準とさせていただきます。

今回の制度の創設により、少しでも、長く、多く預かり保育を行っていただき、保護者のニーズに対応いただける幼稚園が増えること、預かり保育の保護者の利用料負担の軽減を考えていただける幼稚園ができてくれることに期待したいと考えています。以上です。

3-(2) 子どもに対する総合的な支援や権利擁護を定める条例の制定について

○松原会長

ご質問等ないようですので、続いてこどもみらい課からお願いします。

○こどもみらい課 正木補佐

昨年 10 月から現市長の松尾市長の4年間の任期がスタートし、これに合わせ、4年間の政策が掲げられました。その政策の一つに「子どもに対する総合的な支援や権利擁護を定める条例」の制定として、仮称ですが、「子どもの総合支援条例」を制定するというものがあります。

これは、1989 年に国連で採択された国際条約であります、「児童の権利に関する条約」の理念を基に、将来に渡り、市民と市が一体となって、総合的に子どもを支援する姿勢を自治体の法である条例として定めるものです。条例として制定し、それを広く周知していくとともに鎌倉市の実態に即した形で総合的に子どもに関する施策を推進していくというものです。

イメージとしましては、総合的に子どもを支援していくことが必要であるというところを強く前面に出して、その条例と鎌倉市子ども・子育てきらきらプランをしっかりと紐付け、直結していくような感じになろうかと思えます。

制定までのスケジュールにつきましては、資料4の3番の制定スケジュールに記載してありますが、現在の鎌倉市子ども・子育てきらきらプランの計画期間が平成 31 年度までとなっており平成 32 年度から次期計画がスタートしますので、その次期計画のスタートに合わせて進めていければと考えています。

資料の裏面の表の下に子ども・子育て支援法の一部を抜粋して記載しています。

子ども・子育て支援法の 77 条の4項で子ども・子育て会議の役割の一つとして「当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること」とあります。

これに基づき、条例制定にあたっては、この子ども・子育て会議でご意見を伺いながら、また、小中学校等の児童生徒を含め、関係団体から広く意見を伺いながら進めていきたいと考えており、今回の会議の際には、条例の素案を提示させていただければと考えておりますのでご協力をお願いいたします。

以上です。

○松原会長

今回はスタートのご報告で、内容については8月の会議でお話頂くということでした。ご質問等ありますか。

○浦田委員

私の周囲の保護者たちからの強い要望です。鎌倉市が子育てに対して真剣に取り組んでいくことはわかっておりますが、鎌倉市が小学生以下の子どもに対する医療費を見直して下さないことは、鎌倉市が子育てする親にとって選ばれる市にはなりにくい原因となっています。やはり、隣の藤沢市が所得制限なしに医療費を無料にしていることを考えると、神奈川エリアに住もうと思った場合、鎌倉市は選ばれづらいです。鎌倉市は高所得者が多いので、医療費についてはあまり言われぬという話も聞きますが、我々が一番重きを置くのは医療費です。話せな

い、自覚症状を訴えられない年齢の子は少しでも具合が悪かったら病院に連れて行きたいです。行ってみて大したことではなかった、というような病院の使い方をして欲しくないのが医療費補助をしないという意見もありますが、せめて小学生低学年までは手厚くして頂き、1年生までではなく、7歳までとしていただきたいです。現在、就学前まで所得制限がありませんが、4月生まれなら小学校入学の7歳まで使えますが、早生まれの子はそれより前に使えなくなります。この1年間の差は大きいです。このことを条例に加え、医療制度を見直してほしいと思います。

○保険年金課 森課長

ご意見いただきました件については、昨年10月に、制度を中学校3年生まで対象を広げました。お子様が病気の時、所得の低いことを理由に病院にかかりづらいという方がいるため、そのような方が受けやすい医療制度の環境づくりを最優先にこれまで制度を拡大してきました。昨年4月条例を施行し、10月から実施しています。

所得制限につきまして、小学校以上で鎌倉市内の3人に1人は、所得制限がかかっている状況です。子育て施策として医療費補助をして欲しいという意見も多くいただいておりますが、今後、他の子育て施策と関係とはかりながら、どのような負担のありかた方がよいのかを検討していきます。

3-(3)平成30年度保育課新規事業について

○松原会長

続いて保育課からお願いします。

○保育課 山下職員

平成30年度の保育課の新規事業についてご説明いたします。資料5をご覧ください。

「1. 保育所等利用者負担軽減(第2子無償化)」についてです。私立幼稚園については、平成29年度から国の制度を超えた市単独事業として、多子世帯の第2子の実質無償化を実施しているところですが、保育所、認定こども園、小規模保育事業所等についても、平成30年度から第2子の無償化に取り組みます。

多子世帯の数え方については、1号認定児(認定こども園の幼稚園部分を利用する児童)は、私立幼稚園と同様、第1子の年齢制限がありませんが、2号、3号認定児(認定こども園の保育部分、保育所等を利用する児童)は、現行の政令に基づき、未就学児の範囲内で第1子、第2子として取り扱います。

例示として、小学校4年生、5歳児、3歳児の子どもがいる場合の保育料について掲載しています。例えば5歳児の子どもが1号認定になる場合、小学校4年生の子どもを第1子として数えるため、無償化の対象になりますが、5歳児の子どもが年収360万以上の世帯でかつ2号認定になる場合は、第1子のカウントとなるため、保育料は満額となります。

つづいて2.「病児・病後児保育事業の拡大」です。病児・病後児保育事業については、現在、大船地域で病後児保育事業を「naste 大船」が、鎌倉地域で病児保育事業を「病児保育室トコトコ」がそれぞれ定員4人で事業を行っているところです。

平成 30 年度からは、両事業所において定員を6人とした上で、病児・病後児保育事業の両事業が行えるよう事業拡大を行います。

なお、「naste 大船」については、今回の事業拡大に伴い、現在の事業所から、病児保育事業における連携医療機関になる、いくた小児科が所在するビル内に移転します。

最後に「3. (仮称)保育士等宿舎借り上げ事業補助金の創設」についてです。

これは、認可保育所等を運営する事業者が、保育士等を居住させる目的で宿舎を借り上げた場合にその経費の一部を補助し、保育士の確保や保育士等の離職防止を図る事業です。

この事業は国及び市の負担による補助事業となり、補助対象者は認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育事業所の設置者となっており、補助対象事業は、保育所等に勤務する常勤の保育士(ただし平成 24 年度以前に保育所等が借り上げる宿舎に入居している者を除きますが)のうち、保育所等に採用された日から起算して 10 年以内の者を居住させる目的で借上げた宿舎の借上げに要する経費となっています。

補助基準額は、借上げ宿舎に居住する保育士一人当たり月額 82,000 円となり、補助額は、補助基準額 82,000 円と、借上げ費から保育士負担額を引いた額を比較して低い方の額の 3/4 となります。

例 1 として、事業者がアパートの一室を月額 100,000 円で賃借し保育士を居住させ、保育士負担を徴収しない場合は、100,000 円の借上げ費が、補助基準額である 82,000 円を上回っているため、82,000 円を基準とし、その 3/4 の 61,000 円(千円未満切捨)が補助額となります。

例2として、事業者がアパートの一室を月額 100,000 円で賃借し保育士を居住させ、保育士から月額 30,000 円徴収する場合は、家賃 100,000 円から保育士負担の 30,000 円を引いた、70,000 円は、補助基準額の 82,000 円を下回っていることから、70,000 円を基準とし、その 3/4 の 52,000 円(千円未満切捨)が補助額となります。

以上で保育課所管事業における平成 30 年度の新規事業の説明を終わります。

○富田委員

経験豊富な保育士の定着を促す意味では、借り上げ事業補助金は良いことだと思います。問題は、3の、保育士等を居住させる目的で宿舎を借り上げる保育事業者というところですが、保育園の理事長とか園長が借りる場合という意味ですか。というのは、現在県内の保育士が確保できないために、県外から多く受け入れています。長野や秋田、沖縄、九州、北海道から来ている保育士を雇用するにあたって、多くの保育園で宿舎を確保しています。本人がアパート契約をしている場合は対象外になりますか。だとすると、現在借りている住居の契約を解除して新たに園長か理事長が借主になる必要がありますが、その場合違約金が生じたり、新たに借りるための敷金礼金が発生しますので、この制度に乗りにくくなります。

○保育課 山下職員

この制度については、国の事業の要件にぶらさがって行っていますので、基本的には国と同じ条件です。今の課題は、個別に検討したり、国と確認をとってつめていきたいと思います。

○富田委員

国の制度にのっかって行っているとのこと、おっしゃることはよくわかりますが、本当に保育士が東京や横浜に流れていくのを止めるのは、公立の保育所も含めて近々の課題です。国の制度に囚われず、鎌倉市独自の制度を作ったらいかがですか。一步踏み込んだお答えを頂きたいと思います。

○保育課 矢作係長

保育士確保については、ご指摘いただいた通り、先日も近隣市との会議の中で、横浜市では独自の制度を設定したとか、東京に流入しているという話がありました。千葉では、東京との境である松戸、流山、市川では、東京の方が手当てが厚いので東京に流れてしまい、各市保育士の確保については競争ですねという話がありました。競争が良いのか悪いのかという議論はありますが、おっしゃる通り、各市が国の制度を超えて取り組みしています。鎌倉市も近隣市の動向を見ながら取り組んでいきたいと思います。

○富田委員

手当てを東京並みに増やせというのではなく、保育士本人が借り上げて住んでいる宿舎も、施設の長が借り上げて提供している宿舎も同じ扱いにしてほしいと言っています。

○保育課 矢作係長

事業者借り上げの場合、事業者に対して補助する制度となります。保育士を雇っている事業者が、家賃手当てを給与手当にしているが、どう切り替えるのかという問い合わせがあります。

最終的には個別に対応したいと思いますが、家賃手当てから借り上げへの切り替え等、課題があることは認識しています。どう対応するかは今後検討とさせていただきます。

○富田委員

市内の民間の園長会で議論ありました。現在、園によって額の多少がありますが、どの保育園でも家賃補助はしています。これを増やしてやりたいと思っていますが、そのために、本人が借りて住んでいる住居に対して各園がしている補助を増やすために、ご尽力を頂きたいというのが民間保育園の園長たちの共通認識です。お願いします。

○保育課 栗原課長

保育士確保は緊急の課題です。限られた財源で何ができるのかというところから、国の制度で実施するよう漕ぎつけたところでは、みなしでできるか、どこまで拡大できるかということは、現段階で、できますということは難しいですが、どのように拡大できるかは市として考えていきたいと思えます。現段階はまず、国の制度に基づいてスタートさせたいと思えます。

○富田委員

敷金、礼金等含めて国の制度には書いていませんが、違約金とかそういうものに対して対応してくれるのでしょうか。

○こどもみらい部 進藤部長

ご指摘いただいた話は担当で答えたとおりですが、こどもみらい課からも、幼稚園長時間預かりの制度導入の説明があったように、保育会や幼稚園協会と話し合いを続けています。使いにくい部分は市も単独の制度等で使いやすく見直すのは大事です。この制度は使いにくい部分がありますが、市としてカバーできるような制度にできるよう話し合いをして課題解決に結びつけていきたいと思えますので、今後も意見を頂いていきたいと思えます。

○富田委員

前向きに答弁頂いてありがとうございます。国の制度は、国は北海道から沖縄までありますので、地域によっては定員割れで苦しんでいるところが沢山あります。国は、全国的に見て制度を作っています。その制度でやるということになると、エンゲル係数も違うし地域によって色々違う。国の制度でありがたいと思うこともあるし、足かせになって踏み込めないところもある。実際問題は、こんなに大勢待機児がいて、受け入れたくても職員がいない状況。園長が受け入れるというと、行政から電話がかかってきて保育士が足りないからだめと断られる。保護者は、保育園の前をうらめしそうに子供の手をひいて、どうして入れてくれないんだ、園長は何をしているんだと言っている。そういう保護者がいて当たり前。地域差があるのだということを知覚し、勇気をもって鎌倉方式を考えてもらいたい。

○福田委員

確認ですが、新規事業全般について、宿舍借り上げも含めて、来月事業者向けの予算説明会がありますが、そこで具体的な内容をお話いただけますか。

○保育課 矢作係長

説明会でも詳細に説明します。

4 平成30年度における保育所等の利用定員の設定について

○松原会長

よろしければ、続いて、議事次第の4番目について、保育課から説明をお願いします。

○保育課 山下職員

平成 30 年4月1日開所の施設における利用定員の協議について説明いたします。資料6をご覧ください。

「1. 趣旨」です。平成 27 年度から施行された子ども・子育て支援新制度においては、学校教育法や児童福祉法等に基づく認可等を受けている施設・事業者が、新制度における財政支援（給付）の対象となるための「確認」を行う手続きが子ども・子育て支援法第 31 条第1項及び第 43 条第1項に定められています。

この「確認」の手続きは、施設・事業者が各種基準を満たすかどうかを確認するのに加え、市町村が「認可定員」の範囲内で「利用定員」を定めたいうで行うこととなりますが、「利用定員」を定める際には、子ども・子育て会議において意見聴取することが、子ども・子育て支援法第 31 条第2項及び第 43 条第3項に定められており、今回、平成 30 年4月1日から開所する施設に係る「利用定員」について協議を行うものです。

「2 対象」です。まず(1)鎌倉おなり保育園(認可保育所)についてです。新規の保育所設置に伴う利用定員の協議になります。

「ア 事業者情報」ですが、設置主体である事業者は社会福祉法人鎌倉静養館で代表は西崎猛之氏、法人所在地は鎌倉市由比ガ浜四丁目4番 30 号にございます。

「イ 施設情報」です。施設長は石渡友子氏、施設所在地は鎌倉市御成町2番5号で市の建物である、御成町在宅福祉サービスセンター2階及び3階で事業を行います。

開所日は平成 30 年4月1日となっており、現在施設認可に向けた事務を神奈川県に対して行っているところです。

認可定員については 50 人を予定しており、その内訳については0歳児4人、1歳児6人、2歳児9人、3歳児 10 人、4歳児 10 人 5歳児 11 人になります。認可定員の設定に当たっては、待機児童の多い1・2歳児の受入枠を多くしながら、施設の床面積上設定できる最大の人数で設定しています。

「ウ 利用定員」ですが、利用定員の設定については、認可定員と同じ 50 人で設定し、その内訳についても認可定員と同じにするものです。

「エ 備考」ですが、鎌倉おなり保育園については、小規模保育事業A型である鎌倉おなり小規模保育室からの移行になります。当該小規模保育室については、平成 29 年8月 17 日に開催した第1回鎌倉市子ども・子育て会議で利用定員の意見聴取を行い、平成 29 年 10 月1日から定員 19 人(0歳児:4人、1歳児:6人、2歳児9人)で運営を行っています。

続いて(2) おおぞら幼稚園(幼稚園型認定こども園)についてです。既存のおおぞら幼稚園の認定こども園化に伴う利用定員の協議になります。

「ア 事業者情報」ですが、設置主体である事業者は学校法人北鎌倉学園で代表は山田誠

一氏、法人所在地は鎌倉市大船五丁目 10 番 35 号にございます。

「イ 施設情報」です。施設長は山田誠一氏、施設所在地は鎌倉市大船五丁目 10 番 35 号。既存の幼稚園園舎のまま認定こども園化するものです。

開所日は平成 30 年 4 月 1 日となっており、現在事業者が認定こども園としての施設認可に向けた事務を神奈川県に対して行っているところです。

認可定員については 190 人を予定しており、その内訳については 1 号認定児について 3 歳児 55 人、4 歳児 55 人、5 歳児 50 人の 160 人で設定しており、2 号認定児については 3 歳から 5 歳児で 10 人ずつの定員設定としています。

なお、1 号認定児の認可定員の設定として、4 歳児から 5 歳児にかけて定員が減るような設計で認可される見込みとなっておりますが、これは平成 30 年 4 月時点におけるおおぞら幼稚園の在籍児数の見込みを元に設定されており、今後実態に応じて定員の変更等について調整することを神奈川県に確認しています。

また、2 号認定児 (30 人) の定員設定に当たっては、現在おおぞら幼稚園の在園児で長時間の預かり保育を利用している児童数 (各年齢おおよそ 10 名程度) に基づき設定しているものです。

「ウ 利用定員」ですが、利用定員の設定については、認可定員と同じ 190 人で設定し、その内訳についても認可定員と同じにするものです。

以上で説明を終わります。

○松原会長

この会議では、2 重アンダーラインがひかれている利用定員について協議をする場になります。質問等ありますか。ないようですので、利用定員については提案のとおり承認します

では、今後のスケジュールをのぞいて議題が終わりました。医療費の問題も出ましたが、頻度をもってやる会議ではないのでその他ご意見があれば伺いたいと思いますが、いかがですか。

○堀越委員

障害児についてのサービスは、学童にかわるもの、放課後サービス等色々あり、私の子どもも利用しています。制度はありますが、障害児は障害児と一緒に過ごすことになります。専門的なケアを受けられるという意見もありますが、普段一緒に過ごしている兄弟や近所の子と一緒に過ごしたい子もいます。子どもの家や放課後こども教室にも、障害のある子でも参加できたらいいなと思います。障害のある子で、子どもの家を利用している子もいます。受け入れる側の子どもの家の方や、幼稚園保育園も受け入れのために準備調整があると思いますが、希望に沿った選択ができるように考えて欲しいです。どうしたらその子や周りの子が一緒に育っていくことができるか、安全に楽しく過ごすことができるか、検討して前向きに考えてほしいです。私の子どもは今は養護学校高等部 1 年生で、小学校中学校は地域の学校に通いました。障害への理解を深めるとよく言いますが、大人は、頭で「自閉症の人はこだわりがあってこういう傾向があ

るね」と理解してくれますが、子どもは日々の生活の中で、その子のありかたを受け止めてくれます。小さい時から一緒に過ごすことが障害への理解になり、「この子は変わってるけど、そういう子なんだ」とわかってくれて自然につきあってくれる姿をよく見ます。小さい時に一緒に過ごすのは大事だと感じます。障害のある子とない子が一緒に楽しく過ごせる場を設けるために、前向きに考えてほしいです。

○青少年課 瀬谷課長

子どもの家や放課後かまくらっ子もそうですが、実際に申請書もわかりやすくしており、相談がある人には個別に面談させて頂いています。平成 30 年4月から利用する方で、車いす利用の希望があり、施設を見て状況を判断し、最終的には御成子どもの家で受け入れる方向で進んでいます。どんなニーズがあるのか受け止めて、多様な子どもを受け入れられるようにしたいと青少年課でも思っています。

○石丸委員

子どもの家と子ども会館が別になった地域に住んでいますが、子どもの家に書類を出しに行く際、子どもが通っていない時は部外者であり立ち入りできないため、子ども会館に書類を取りにいったり提出するシステムになっているところがあるようで、この状況を何回か目にしました。煩雑だし間違いが起こりやすいです。部外者が子どもの家に入るのを阻止するためと聞きましたが、利用者がすんなり書類を提出できるようにできないでしょうか。

○青少年課 瀬谷課長

申し訳ありませんでした。子どもの家を利用される方は、書類を取りに行くのは問題ないと施設に周知していましたが、確認します。新規の利用については、最初のお子さんは一括して青少年課で書類をお預かりしていますが、平成 29 年4月から指定管理制度が4か所で始まっており、運営が指定管理者になったところはそれぞれでお預かりする形になっています。そういうところで紛らわしくなったのかもしれませんが。指定管理者にも周知し、利用者の負担にならないようにご案内したいと思います。

○潮見委員

学童をやっているときに、放課後児童クラブとアフタースクールの違いがわからなくて、よくわからないから使いたくないという声が聞こえました。使い方とか、学童のかわりに使えるのかとか、学童が生活の場だとするとアフタースクールは何なのかが明確でなくて、使えないのもつたいないです。保護者にもわかりやすく示すといいと思います。

5 今後のスケジュールについて

○松原会長

では、今後のスケジュールについて事務局からお願いします。

○事務局 正木補佐

今後のスケジュールについて説明いたします。今年度は、本日の会議をもって終了となります。

来年度のスケジュールとしましては、その他の議題にもよりますが、平成30年度の第1回は8月に予定し、その後は、3月の合計2回を予定していますので、あらためましてご協力をお願いいたします。

また、今後の日程の詳細については、決まり次第、ご案内させていただきます。

きらきらプランの次期計画策定の今後のスケジュールにつきまして、現在の計画については、本年度見直しを行い、残りの計画期間があと2年、平成31年度までとなります。

次期計画の策定方針等は、今後、国から示されるであろうと考えておりますが、鎌倉市としては、次期計画の策定に向け、来年度、30年度にニーズ量調査、31年度には計画の策定を進めていきたいと考えております。

次期計画を策定するにあたっては、子ども・子育て会議でご意見等を伺ってまいりたいと思います。まだ、国からは、策定方針等は示されておりませんが、方針の内容によっては、会議の回数が増えてしまうことも考えられますが、ご協力のほどをお願いしたいと思います。

今後のスケジュールについては以上となります。

6 その他

○松原会長

その他、何かありますか。

○事務局 正木補佐

この会議の委員任期は2年となっておりますが、選出団体の役員交代等で委員が交代する場合は、5月末までに事務局までご連絡下さい。

また、4月からこどもみらい課の課名がこども支援課となります。ご承知置き下さい。

○松原会長

以上をもちまして、本日予定していました議事が終了いたしました。

それでは、事務局、お願いします。

○事務局 正木補佐

本日は、長時間にわたり、ご協議、貴重なご意見を賜り、ありがとうございました。

これもちまして、平成 29 年度の第 2 回、子ども子育て会議を閉会とさせていただきます。
今後ともご協力のほど、よろしくお願いいたします。
本日はお忙しいなか、お集まりいただきありがとうございました。